

捕ラレタルヲ實見シタル者アリ

五三日朝尾久所大守上尾久ニ於テ二名ノ怪シキ鮮人アル
ヲ認メ之レヲ捕ントシタルニ彼ハ短銃四發ヲ挿テ抵
抗シタル故一人ヲ撲殺シ一人ハ半殺シノ後同所佐藤病
院ニ入院セシメタリ。尚ホ同人等ノ自白ニヨルバ某々三人
ヨリ依頼セラレ、当エ方面ヲ燒キ拂ヘバ三ヶ年間堅食セ
シメ更ニ金ヲ與ヘテ帰國セシムベシトテ日当金貳拾五
圓ヲ世貝ヒタリトノ事ニシテ、又々竹筒ニ火薬ヲ入レタル
モノヲ所持シ居タリト云フ

四 雜司各地代表中野方面ノ事實

一 雜司各西ヶ原方面ニテハ一日ノ地震ト同時ニ消防部

青年團等ノ全部集合シテ敬言戒ニ當リタリ。其敬言
 戒中解人が井戸ニ何か符跡様ノ印シテ着目ケ廻リ
 ツツアリトノ報ニ接シ、三浦陶器店主人(六百七十五番地)
 ハ直ニ自転車ニテ其方面ニ向ヒ之レヲ追跡セントセシ
 モ彼等ハ既ニ去リテ其ノ姿ヲ失シタリ。又々其ノ符跡
 ハ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓
 モノアルタメ直ニ之ニ對スル敬言戒ヲ嚴重ニシ居住解
 人ニハ一歩モ外出セシメザルヤウ監視ヲ附シ、更ニ隣近
 者ニ對シテモ充カノ注意ヲ為サシメタルカ羽立二日ニ
 至リ一般ノ解人騷ヲ出シタルヨリ監視中ノ解人全
 部ヲ引致シテ敬言察ニ引渡シタリ
 二二日解人ヲ敬言察ニ引渡スヤウ家宅搜索ノ結果

雜司ヶ谷六五六番地ニ葦文社ノ表札ヲ掲ケ三名ノ解
 人(内一名ハ東洋大學文科生徒安永義哉)住居シ
 タル家ヨリ、日本刀薙本、宣傳印刷物多数(菊版
 形位ノモノ厚サ約五寸位ノ厚)ヲ押収シテ敬言處ニ
 引渡シタリ。當時青年團ノ敬言處ニ引渡シタル解
 人ハ三組ニシテ、他ハ間モナク歸サレタルモ、其ノ葦文
 社ノ一紙ハ十八日ニ至ルモ未ダ解放セラレズ。同解人
 等ハ社會主義者ナリト一般ニ信セラレツツアリ
 三雜司ヶ谷永久保ニハ六百餘名ノ解人勞働者居住
 シ地震ト同時ニ向原ノ廣場ニ避難シ至極平穩
 ナリシモ解人騒キト爲リシヨリ之ヲ水原浩之助寫
 眞館ニ收容シ軍隊ト敬言處示トシテ保護及シ

タリ

四、池袋方面ニ係セル鮮人ノ大部分ハ敬言寮ノ手ニ保
 護セラレタリシガ、二日夜九時半頃本所方面ヨ
 リノ避難者ト称スル鮮人一名池袋六三五番地
 煎餅屋ニ放火シ居タルヲ認メ青年團遊跡シテ
 池袋駅側ニ於テ之ヲ捕ハ群集ノ為メニ毆殺セラレ
 タリ。其ノ所持品ハ燐寸二個ニシテ口ポケットニハ火柴
 三本ニシテ、キ異様ノ臭氣ヲ帯ビ居タリト云フ
 五、三日夜十時頃成蹊学園ノ裏ニテ三名ノ鮮人捕ハラレ
 シガ、其ノ所持品トシテハ風呂敷包ト口ポケット四ノ二
 箇ナリシモ、其ノ中ヲ調べタルニ縮緬帯其他高価品
 ヲ容レアリシタメ、火事場泥棒ト認メ敬言寮ニ引致サタリ

六、中野ノ豊多摩監獄ニ於テハ震災当時大島某外四十人内外ノ
 社會主義者アリタルガ獄内ノ破壊瀾波ガカリシタメ、囚人ハ何
 レモ監獄庭先ニ避難セシメ居タルニ社會主義者ト称スル殺
 人強盗犯 [redacted] ナル者他ノ社會主義者等ト功
 カニ聯絡ヲ取り居タル模様ナリシガ五日夕刻他ノ囚徒
 ニ對シテ逃走煽動ノ演説ヲ為ス等形勢頗ル不穩
 ナリシヨリ典獄ハ遂ニ之ヲ射殺シ又夕之レト雷動シタル
 強盗五年囚 [redacted] ノ片腕ヲ斬リテ之レヲ鎮壓
 シ同時ニ中野電信隊ノ應援ヲ得テ漸ク事無キヲ
 得タリト云フ

五、新宿湊橋代々木方面ノ事安良

一、震災当時、新宿駅構内陸軍用火薬ノ貨車数輛アリシガ一日夜以來鮮人が奪取ノ目的ヲ以テ之ニ襲来スルハ噂ヲ專ラニシテ同貨物ハ三日頃軍隊ニ引取ラシムガ夫レカアラヌカ四日午後九時頃新宿駅側京王電車がガードヨリ代々木方面へ距ル五百メートル線路西側ノ構内ニ於テ學生風ノ男子數人ト一日本婦人トが新宿駅方面ヨリ逃ケ来リシヲ千駄谷自警團員ノ追跡スル所ト爲リ、日本婦人一名之ヲ捕ヘラレタルモ他ハ逸走シタリ、同婦人ハ二十歳前後ノ妻女君風ノ者ナリト云フ

ニ、本會へ来訪者ノ談ニヨリハ三日午前九時頃淀橋警察署四番ニ出頭シ、鮮人取調ノ模様ヲ見タルニ檢査

團、警戒線ヲ突破シ更ニ第二ノ警戒線タル富田谷ニ
 ノ橋ニ差カ、リタル時恰モ第一警戒線ヨリ追跡ニ来
 リタルモノニ追附カレルノ第二線ニ於テ喰ヒ止メラレタリ
 其ノ自働車内ニ四名ノ鮮人ト日本人ノ運転手トアリタ
 ルガ詰問ノ結果其ノ答弁頗ル曖昧ニシテ不逞鮮人
 ナルコト明カトナリタルタメ或ハ之ヲ殺殺シ、或ハ之ヲ傷
 ケタル未決岩警署察署ニ引渡シタリ

六、世田谷、松澤溝口、玉川、十歳方面ノ事實
 一、三日ノ夜自敬言團が世田谷ニ於テ憲兵及ヒ巡查が鮮
 人二名ヲ捕ハ取調中其ノ行動如何ニモ奇怪ナルニヨリ
 自敬言團員ハ奮激シテ之ニ撲殺シタリ

二松沢方面ハ泉ニ火薬庫アリ、軍隊ノ警告戒一層嚴重
 ナルタメ何等ノ異状ナカリシガ同地ニハ以前ヨリ一人ノ社
 會主義者居住シ今回ノ災害以來一人ノ出入者ナカ
 リシモ自警團ハ警告戒ノ為メ之レヲ警告寮ニ引渡
 シタルガ彼ハ徒手銃一挺ト玉五十發ヲ所持シ居タリ
 三溝口方面ハ高津警告寮カ署ハ管轄内ヨリ連シ来ル
 鮮人六名アリタルガ何レモ善良ナルモノナルヨリ現在同
 署ニ於テ小使代リニ使用シ居リ
 四玉川方面ニテハ大丸組ニ雇ハレテ土工ニ従事スル鮮人百
 五十名許リ居タルガ二日軍隊ハ警告戒ノ必要上之レヲ捕
 縛セントシタルニ警官ガ其ノ性質ヲ説明シタル結果、軍
 隊ト警告寮ト協力シテ之レガ警告戒ニ当リタリ

五二日午後十時三十分頃、調布方面より代々幡自動車
 部ト箱囲ニ書キタル一台、自動貨車来リタルが其
 上ニハ蚊帳ニテ掩ヒ又タ蓆ニテ屋根ヲ作り、貨物ノ
 積載シアルモノ、如ク壯衣ヒタリ、而シテ同車ノ鳥山水
 車小屋第一非常線(鳥山自警團)ヲ通行スルヤ、
 止マレトシテ、令ヲ發シタルモ、彼等ハ止ムカズシテ突破
 シ去リタルが、第二ノ非常線前ノ橋ノ破壊ニ付、
 ヲ知ラズ之ニテ突破セントシテ、遂ニ車輪ヲ陥没シテ、動
 カズナルト同時ニ、運転手外三人ノ同業者ハ直ニ逃
 ゲ出シタルモ、貨車ノ箱中ヨリ一人ノ首ヲ出シタル者
 アリ、勿レハ自警團員ノ認ムル所トナリ、團員二百
 名許リテ、自動車ノ周囲ヲ取り巻キ取調ハタルニ、箱中ニ

三名ノ鮮人潜伏ニ居タルヲ三人(内一名日本人)逸走シタルヲ
 除ク外捕縛シ又々白米二俵、釜、鍋、バケツ及ビトランク、槍
 箇其ノトランクノ中ニハ多量ノ藥瓶ト鋸、玄能、釘抜
 等ヲ容レ居タルヲ押收シタリ。猶更ニ嚴重ニ取調バ
 タルニ曰、彼等ハ府中ノ裏ヨリ来リタルモノニシテ更ニ三四
 十名カ続イテ来リ込ミ来ル筈ナリトノ事ナリシカバ
 直々之レヲ烏山駐在所ニ引渡サントシタルモ敬言官
 ハ何レニカ逃ケ去ツテ不在ナリシヨリ、翌日府中敬言官
 本署ニ引渡方ヲ交渉シタルニ部長某来リシモ、青
 年團捕縛ノ際負傷者ヲ出シタルヲメロ負傷者ハ
 受取レズトテ之ヲ拒ミタリシカ、嚴談ノ結果漸ク引
 キ取ラセタルモ、其途中鮮人ノ前領ヲ逃カシタル為メ、青

年團ノ激昂一方ナラズ、其後警告察示ニテハ極力其事
 實ヲ非認シ居レリ。尚ホ鮮人ノ自白セル日後ヨリ未
 ベレトノ鮮人ノ一團ハ其後未ラザリシハ、恐ラク自
 逸走者ノ通知ヨリテ他ニ逃ケ去リタルモノ、如シ又
 タ逸走シタル鮮人ノ首領ヲ除ク外、何レモ途中ニ迂路
 ツキ居ル所ヲ翌日自警告團ニ捕ヘラレタリ。

七、大崎、平塚、大森其他各方面事實
 一、二月午後三時頃大崎所ノ大崎館前ニ於テ五月年
 團ノ警戒中、二名ノ鮮人カ南方ヨリ来リタルニ會
 シ之レヲ尋問シツアル際、巡査来リテ之ヲ連レ行キ
 タルカ間モナク、丸子渡方面ヨリ數百名ノ鮮人押

寄セ来レリトノ報ニ接シタルタメ、巡査在郷軍人、青
 年團等ヲ東村迄出カケ一方大崎ヨリ五反田ニ直
 リテ非常警戒ノ令ヲ發シ婦人小兒等ヲシテ池田侯
 爵ノ備前山等ニ避難セシタル等ヲ見息台見リ無
 カリシガ、結局来リタル解人ハ三十餘名ニ過ギズ、但
 シ別ニ不穩ノ徒トモ認メザルニ由リ、警戒寮示ニ連シ行
 キテ之ヲ保護シタリ。

二三日正午在原郡平塚村下蛇窪ニテハ小陸学校ニテ土地ノ青
 年團、在郷軍人團等ノ手ニテ、震災災民ニ對スル食糧
 ノ配給ヲ為シツツアリシガ、日頃ヨリ村民ノ注目セル不良
 ノ徒十餘名揮寄セ来リ之ヲ妨害セシヨリ、村民憤慨
 シ直ニ彼等ヲ包围シ巡査派出所ニ同行シタルニ、

高山某外一名(下蛇窪三五五番地居住)が彼等ヲ擁護スル言ヲ吐キ、益々村民ノ激曰即ヲ四具ヒタリ。蓋シ高山某外一名ハ日頃ヨリ社會主義者トシテノ嫌疑ヲ受ケツツアル者ナリト云フ。

三平塚村一帯ハ二日午後四時半頃諸方面ト等シク不逞解人ノ二千名横濱ヨリ殺到シ来ルトノ風説頻リナリシガ爲メ人心動搖殺氣立ケタル間ニ於テ大字宮前三五三番地ニ居住セル鉄道省勤務(省總機電車運転手)ノ解人文正奉、同人妻金小禮、同人弟翔敏、外親戚文姓二名ノ家族ハ解人ナル爲ニ一度大崎方面者ニ拘引セラレタルモ村民ハ日頃彼ノ一家が善良ナルヲ知レルヲ多ク警告案四者ニ到リ具陳證明シ

彼等ヲ連レ歸リ、南來彼等ニ就テ生活並ニ起居ノ安
全ヲ保護シ居レリ。

四 福田狂ニハ居宅ヲ立會川ニ占メ雜誌日進メハノ事務
所ヲ鈴ヶ森ニ置キタルガ二日十一時頃其ノ事務所ハ
解人數名逃ゲ込ミタルタメ、群集ハ之ヲ押寄せタル
ニ、事務所内ニ居タル者等ガ反抗シタルタメ群集中
大鋸ヲ持テ行キタル者其一人ノ首ヲ引キ切り一人ヲ袋
叩キミレタルニ狂ニハ獵銃ヲ持テ出テ来リタルニ夫レヲ
奪テ取ラレ敵セストヤ思ヒケン何レモ裏口ヨリ逸走シタ
リ。而シテ狂ニハ其ノ足ニテ岳川敬言寮示置者ハ逃ゲ込ミテ
保護ヲ求メ、今尚ホ同署ニ保護中ナリト云フ。尚
狂ニノ本宅ハ門ヲ鎖シテ空家トナリ事務所ハ貸家

札ヲ貼リ居レリ

五山川均ハ池上村字市ノ倉ニ山川籠今堀内某ノ名義
 ニテ一戸ヲ借り居ケ地震後九月三日ニ大森方面ヨリ移リ
 来リタルガ五六人同居シテ毎夜出掛ケ拂曉歸リテ表
 ヨリハ入ラズ裏ヨリ出入シテ尺具ハ戸ヲ鎖カシ居タリ。近所
 者其ノ騒々動ヲ怪シニテ官室窓ニ告ケシニ本月十三四日
 頃當勇兵三名及ヒ妻壯衣巡査五六名一夜張番留セシモ
 其ノ夜ハ歸来セズ、依テ會々其夜来リ居タル山川
 ノ妻菊栄ヲ訊問シ得ル所アリタルモノ、如ク曰フ今日
 中ニ均ヲ拘引スベシトテ引揚ゲタルガ其後次女ヲ見
 ズ三四日後菊栄来リ、二三日中ニ其ノ家ヲ退去ス
 ベシト家主ニ言ヒタル俟、現在其俣トナリ居レリ、其

後憲兵モ来ラサル故、想フニ均ハ敬言寮ノ午ニ檢査セラレレナラン。

因ニ山川菊栄ハ蘇町正四番所九番地北海道農科大學教授青木某ノ娘ニシテ其家ニ同居シ柴田ト稱シ居タルモ、近所ニテ普日ク山川ナルコトヲ知リ居レリ。尚近所ニテハ夜敬言ノ事等青木ニ對シ特ニ相談セガリレカ青木氏ハ震災後北海道ヨリ帰来シ自敬言團ニ對シ曰ク留守中ハ女許リテ夜敬言ニモ出マセンテ山下探検ニタリト

六在京都方面ニ於テ自敬言團其他ノ午ニヨリ捕縛シ其筋ヲ引渡シタル鮮人中本会ノ調査ニ得タル數ハ左ノ如ク
 町村字名 鮮人數 町村字名 鮮人數 町村字名 鮮人數

平塚村戸越	少数	大崎町五反田	十数名	六郷村古川	十数名
龍泉	〃	居末橋	〃	碑倉村谷畑	二名
小山	十数名	目里村中目黒	少数	池上村道口橋	六七名
中延	少数	下目黒	〃	馬込村堂前	少数
谷向	十数名	入新村森崎	六七名	平張	〃
東	少数	大森所	十数名	山崎宿	〃
上蛇窪	〃	大井所	二十余名	羽田所	〃
下蛇窪	二十三名	蒲田村山野	六名		
大崎町大崎	十数名	〃蒲田新宿	八九名		
下大崎	〃	矢口村古市場	少数		
谷山	少数	〃原	五六名		
桐ヶ谷	十数名	六郷村雑色	少数		

第三章

神奈川縣方面ニ於ケル不逞鮮人及
社會主義者ノ行動

一、横決方面ノ事實

一、朝鮮人騒ギ始メハ、一日午後四時頃、壽署管内ニ於テ鮮人ト巡査ト、格闘アリ、鮮人ハ巡査ニ對シ短銃ヲ打チ懸ケテ、是レカ抑モ鮮人騒ギノ始メリナリ。

二、鮮人中最モ其ノ暴行ヲ逞シタルハ山ノ手町署管内中村町ノ裏手相沢山附近ニ於ケル鮮人ノ一團ナリトス。此地ハ一日ヨリ罹災民ノ避難多ク、一日朝ハ男ハ皆テ食料ノ用意ヤ燒跡ノ見極メニ出張シタルタメ、全ク女子ト商人等ノミナリシガ、鮮人ハ奇貨置クベシトシテ來リ、掠奪、強姦、其他殘虐的行

為テ是ウシタルヨリ避難民ハ非常ナル恐怖心ヲ起シ天
駭動ト爲リシナリ。

三、中村橋ハ二日ノ午前十時頃相沢山方面ヨリ群衆ガ追落
シテ来リシ鮮人ト衝突シ鮮人ノ殺サレテ橋下ニ墜落シタル者
十六名ニ及ベリ。捕ヘラレシ朝鮮人ハ何モ凡采ニ似合ハス多キハ
參百圓或ハ百餘位ノ金ヲ所持シタリ。是レハ掠奪シタル金ナル
カ、或ハ何レノ邊ヨリ受取リテ来リシ金ナルカ、未詳ナリ。

四、横浜ノ鮮人ハ過激派或ハ社會主義者ノ煽動ニヨルト説
アリ明確ニハ判カラハルモ其ノ捕ヘラレタル鮮人ハ殆ド悉ク指輪
金時計其他ノ金品ヲ所持セハル者無シ。亦以テ其ノ掠奪ノ
如何ニ猛烈ナリシカヲ想察スルニ足ルベシ。重ニ是レ等鮮人ハ
車橋派出所管内ニ居リシ沖仲仕ノ徒ニテ、中ニハ鉛賣商

人等ヲ混ジ居リシモノハ極メテ少数ナリシカ如シ。

五、相沢山ノ避難者中婦人非常ニ多ク、其中ニ隨分死体モアリシガソ
 六、或ハ産婦或ハ病氣ノ爲ノモアリシト雖ヒ、強姦死ニ至ラシメラレタ
 ルモノモ少ナカラホリシ事實アリ。

六、中村橋方面ノ衝突ニテ其ノ殺サレタル鮮人約二十人、其中ニ日本人
 モ二三名混ジ居リシカ如シ。

七、根岸刑務所ハ地震ト同時ニ倒潰シタル爲メニヨリ解放スルニ至リ
 シガ、其囚人ハ救護ノタメ非常ニ活動シタリ。就中山ノ手方面ニテハ
 鮮人ノ婦女子等ニ對スル兇行ヲ救助シタルモノ少ナカラズ、又中村
 橋方面衝突ノ際ニ於テ鮮人ト奮闘シタルモノハ多クハ囚人ナリシ
 ト云フ。

八、戒嚴令司令官將校某ノ報告ニ拠ルハ、横浜方面ニ於ケル鮮人

ノ符号ハ左ノ如シト云フ。

⊠ 放火 ⊠ 爆弾

九、各方面ヨリノ事實ヲ綜合スルニ、鮮人龍襲未説ハ横浜ニテモ
 敬言察ヨリ敬言告ヲ午ヘタルコトガ其始ヲ示リシカ如シ。即チ各方面
 ニ合言葉ヲ作りテ朝鮮人ヲ誰何シヨ怪シイモノガアツタラ殺シテ
 モ宜シイコト云フ旨ヲ傳ヘ之レガ中央部ハ一日ノ夜、山ノ手ノ方ハ二
 朝アツリニ傳播シタリト云フ。

十三日午後九時頃、櫻道ニテ外國人ノ家ニ放火セントシタル鮮人
 三名アリ。現場ニ於テ二名ヲ捕ヘ、他ノ一名ハ之ヲ逸セシガ是レハ
 青田署第一大隊ノ手ニ由リテ捕ヘラレタリ。之レガ重ナル原因ト為
 リテ放火説ガ宣傳サレテ、山ノ手ハ非常ナル恐怖心ヲ一帯ニ懷
 カシタルコトト為リタルカ如シ。

土、二日稻荷山ニ於テ三名ノ鮮人カ日本婦人ヲ輪姦セシツツアリニガ、
 忽チ現場ニ於テ壽署警官ノ捕フル所ト爲トリ。二日高島別邸
 内ノ仮署ニテ、面ノアタリ此者カ強姦セシタルモノトアルト指示シタル鮮
 人ヲ見タル者アリ。

土、二日、午前十時頃ヨリ、鮮人騷ギ類々トシテ起リ、三日四日ニ最
 モ其ノ猛烈ヲ極メ、七日迄住民ハ一日モ安心スルコト能ハズ、殆ド
 不眠ノ状態ニテアリシナリ。ソレハ堀ノ内ノ後方ノ山ニ火薬庫アルノ
 故ヲ以テ、羞シニ放火セラルルトキハ其地方ハ全滅スルヲ以テナリ。

土、一日、午後五時頃警言察ヨリ、朝鮮人カ暴行スルカラ自警
 セヨトノ敬言告アリシヲ以テ市民ハ何レモ武器ヲ携ヘテ各避難所
 ヲ警戒シ、五日軍隊ノ入口迄ハ何レモ寢ズニ警戒シタリ。

土、西戸部四番管内ニハ、鮮人ノ土工多数ナリシヨリ、其ノ騷ギモ一層

甚シカリシ。現在西戸部署ノ手ニ捕ハラレ居ルモノ八十名内三十名ハ現行犯ナリト云フ。久保山避難所一帯ノ荒サレタルハ是レ等ノ鮮人ニヨルモノノ如シ。蓋シ同所ニテハ幾多ノ強姦擄奪等が行ハレタルモノトス。

十五、土エヤ人夫ノ暴行ハ彼等ノ民族性ニモ由ルハケレモ地震ト同時ニ各土方部屋ノ飯場ガ破壊セラレタルヲ食料ニ窮シ、三五五名隊伍ヲ組ミ、食料荒シヲ始メ、之レニ動機ヲ得テ、各種ノ煽動行ハ、其猖獗ヲ逞フスルニ至リタルモノノ如シ。

十六、本牧ニ於テハ井戸ハ毒ヲ投ジ殺サレタル鮮人六七名ニ及ビナリト云フ。其、神奈川方面ニ於テモ、鮮人ノ強姦、放火、擄奪等行ハレタルコトハ熾ニシ。噂セラレ居ルモ土エノ口タリナマイト占ヲ所持シ居リシモノハ保土ヶ谷、横浜、浅間町、戸塚方面ニ六百許リ居リシ鮮人ナリニナリ。

大、横浜ヨリ避難シタル婦人ノ話ニヨレバ、同地、久保山ニ於テ一日ノ午後三時頃、朝鮮人カ年齢三十四五位ノ婦人ヲ強姦シタル上ニ之ヲ殺シタルヲ群集ノ殺ス所ト為リタリト云フ。

十九、高橋宗十郎町ニキ屋（藝妓屋）赤ん子（本名横川静代）十八才ハ病氣ノ為メ九月一日横浜ニ赴キニガ適ニ地震ニ遇ヒ、單身吉田町ノ野原へ避難シツテ下リニ際、薄暮土土体ノ男来リ、口津波カアリニ、口ト連呼シタルヨリ多数ノ避難者ハ再ビ驚キ慌テ思ヒクニ岡村山ノ方面ニ逃ルルヤ赤ん子モ口助ケテ、口ト呼ビテカラ多数ノ男女ト共ニ赤ん子ヲ引カレテ岡村山へ逃レタリ。此時吉田町ニ避難中ノ赤ん子ト同ニ場所ニ居リシニ十才位ノ娘ト十五才ナル其弟トモ亦タ他ノ赤ん子ヲ引カレテ矢張り岡村山ニ逃レタルモ、途中右ト左ニ其ノ方面分レタリニガ間モナク

別方面ニ行キシ娘ノ声ニテ可アレ、助ケテ呉レトノ悲鳴が耳ニシタ
 ルタメ、おん子ハ関心ニ耐ヘズ其方へ行カントセシニ、手ヲ握リ居リシ
 由エハ忽チ暴カヲ以テおん子ヲ引キズリ、山ノ方へ連レ行キ凌辱
 ヲ加ヘントセリ。是ニ於テおん子ハ一身竹籠ヲテ對抗中根岸監
 獄ヨリ解放セラレタル數十名ノ囚人ノ爲ニ救ハレタリ。彼ノ囚人ハ
 由エヲ捕ヘシヲ取調ベタルニ其ノ由エハ鮮人ニシテ、シカモ不逞鮮
 人ノ徽章ト短銃トヲ所持セシモノナルヨリ、囚人等ハ遂ニ竹
 槍ヲ以テ其ノ鮮人ヲ突キ殺シ、之ヲ河中ニ投セリト云フ、おん子ハ殆
 ド人事不省ニシテ、其夜ハ囚人ヨリ保護セラレ翌曉心気漸ク
 静マリシ後、初メテ娘ノ行衛ヲ囚人ニ話セシニ七八名許リノ囚人
 ハ棍棒ヲ手ニシ、之ヲ搜索セシ結果直カ附近ニ於テ強姦セ
 ラレ且ツ陰部ニ土ヲ埋メラレタル屍體トナリ、弟ハ姉ノ危急ヲ

見テ之ヲ助ケントシ崖ハ突キ飛ハサレテ、僅ニ樹木ノ枝ニ支ハラレシトシ擱
 リシ僂生存シ居リシヲ発見シ、囚人等其弟ヲ助ケ又夕娘ノ屍体ヲ焼キ
 其骨ヲ所持セシメテ之ヲ返スコトニセリ。亦人子ハ安日ノ午後囚人ノ
 止メルヲモ聽カスシテ其処ヲ辭シ、囚人ヨリニ箇ノ握飯ヲ貰ヒ、徒歩シテ
 歸京スルヤ、主人ノ家ハ既ニ灰燼ニ歸シタルヲ見落胆、餘自失シテ倒レシ
 リシヲ赤十字病院ニ送ラレ、数日ノ後、較ヤ快癒ニ赴キヨリ、主人ノ府
 下大崎字五反田百十番地葛屋ニ赴キタルニ恰カモ主人ノ家一回モ此ニ
 避難シ居タリシコトニ假寓スルコトナレリ。

二十日午前七時頃、横決取前ノ焼跡ニ三名ノ婦人避難シタルガ、二
 名ノ鮮人來リ、三婦人ヲ捕ヘ、將ニ之ヲ強姦セントセリ、適マ横決ノ青
 年團員ノ爲メニ発見セラレ、鮮人ハ遂ニ其ノ殺スル所トナリシト云フ。
 二十、九月三日薄暮、櫻木町駅前ニテ附近ノ人々三名ノ鮮人ヲ取調ハ

タルニ靴ノ中ヨリ猫いらホ十数箇及ビ短刀等ヲ各自所持スルヲ発見セラレタルヲ、群集ノ激昂甚シク、遂ニ之レカクメニ毆殺セラレタリ。當時捕ヘラレタル鮮人ハ最初ハ一名ヲ尋テ二名ナリシガ、何レモ土工風ノ印鮮天ヲ着シ居リシモ言語ハ全然通ジホリシト云フ。

三、四日赤坂台町秋山洋服店主人カ横浜本牧字梅田ノ農家ハ立寄り水ヲ乞ハントテ手ヲ井戸ニカケントセシニ、其家人ハ之ヲ拒ミタルニヨリ怪ミテ之ヲ問ヘハ、先頃夕刻日本人ノ老婆カ来テ毒ヲ其井戸ニ入レントシタルヲ、青年團カ捕ヘテ之ヲ尋問セシニ或ル人ヨリ五箇ヲ貰ツテ毒ヲ井戸ニ入レルコトヲ依頼セラレタリトノ事ナルニヨリ以来各戸毎ニ井戸ヲ嚴重ニ取締ル事トセリト答ヘタリト云フ。又根岸ノ競馬場東側ノ井戸ニモ阿片ヲ投ジタルモノアリト云フ。

三、十三日、夜秋山洋服店主人横浜山下町ノ埋立地ニ避難シ居ルヤ

驅逐艦が熾ニ探海燈ヲ照ラシ居リシカ、更ニ他ノ一艘モ照ラシ始
 メタルヲ認メタリ。翌早朝聞ク處ニ拠ルハ常農政府ノ「アリヨール」
 号が上海ヨリ不逞鮮人ト露國ノ赤化運動員ヲ搭載シ暗夜乘
 シテ上陸セント企テタルヲ以テ、其少尉が之ヲ発見シ、驅逐艦ニ報告シ
 タル結果遂ニ其船ヲ捕獲シタル爲メナリト云フ。是ヨリ先キニ怪
 シキ者か其邊ヲ徘徊シテ軍艦ノ着陸地點ヲ尋ネテ居リシヲ、
 此地ノ人々が話シテ居リシコトニ照合スレバ右ノ噂ハ強キニ根據ナキ
 説ニアラホリシカ如シ。

ニ、神奈川方面ノ事實

一、二日夕刻、神奈川ノ騷動ハ殊ニ甚シク其ノ方面ニテ鮮人ノ捕ヘラレ
 タル者多カリシカ者線附近ニ於テ捕縛セル一鮮人ノ如キハニ合入

リ大ノ鑿ヲ所持シ居レリ。自警團が嚴問シロソレヲ飲ミテ見ロ
 ト言ヒシニ、彼ハ平然トシテ笑ヒ居リシヨリ、益々疑ヲ増シ、鑿中ノ
 水ヲ調ベントセシガ、彼ハ俄ニ其ノ鑿ヲ地上ニ投ケ付ケテ破壊シル
 ヲリ遂ニ群集ノ爲メニ斬殺セラレタリト云フ。(神奈川町民誌)
 二、日夜八時頃、横浜駅前ニ三名ノ怪シキ鮮人来リシ由リ、群
 集ハ之レヲ捕ヘントシテ追ヒ馳ケタルニ、別ニ神奈川方面ヨリ三四
 十人ノ鮮人追ハレ来リタルニ會シ、両方ヨリ挾撃シテ之ヲ捕縛シ、
 二彼等ハ毒藥短刀(神奈川方面ヨリノモノモ同様)等ヲ所持シ
 居タルタメ之レヲ神奈川警察署ニ引渡シタリ。

三、川崎方面ノ事實

一、四日、刺川崎駅附近ノ料理屋主人ハ、豫テ井戸ニ投毒ノ噂アル

折柄、何者カ密閉ニ居タル戸板ヲ破壊スル者アリ且ツ井中ノ鯉
 鯉悉ク死ニ居タルヲ必定投毒ノタメナラント騷キツツアルニ際ニ
 一名ノ鮮人突然トシテ現レ、拳銃ヲ差附ケラレタルヨリ主人ハ屋内
 ニ逃カ入り、改メテ鎗ヲ以テ之レニ向ヒタルニ、鮮人ハ此間ニ逃カ去リタル
 主人ハ追跡中、川崎駅附近ノ鉄道線路上京浜電車トノ中間
 ナル畑中ニ於テ、此ノ騷キニ駆ケ附ケタル青年團ノ爲メ鮮人ト謀
 リ殺サレタリト云フ。

二、五日夜九時頃、川崎青年團ハ拳動怪シキ鮮人ヲ捕ヘ、之ヲ警
 察ニ引渡サントシタルニ、捕縛ノ際、鮮人反抗ノ爲メ、負傷ニ居ル
 タメ、警官察ハ口負傷者ハ受取ラストテ之レヲ拒絶セントシタルヨ
 リ、警官察ト青年團トノ間ニ衝突アリ、結局警官察ハ其失言
 ヲ詫ビテ之レヲ受取り事無キヲ得タリト言フ。

三、三日京浜電車川崎停留場附近生洗踏切ノ側ニ於テ、鮮人ヲモ
 キ者電話線ヲ切断セントシ一人ハ口ペンチニ様ノモノ一人ハ短刀様ノモノヲ
 切リタリシガ、事發覺スルヤ、彼等ハ急ニ逸走シ遂ニ其踪跡ヲ失シテ

第四章

大阪府、長野、埼玉、山梨、各縣其他ニ於ケル
 不逞鮮人及社會主義者ノ行動

一、大阪府方面ノ事實

九月十日午前零時乃至一時頃、間ニ於テ、風雨激シキニ乘ジ、
 京阪電鉄沿線牧方火藥庫ニ三十名前後ノ鮮人（内日本人
 ラシキ者二名アリテ指揮シ居リ）襲来シ、突然其哨ヲ振和伏セ
 居ル処ヲ、他ノ其哨が發見シ、急ニ報ジタルタメ、警官、在郷軍人、

青年團等駈ケ附ケ日本人一名鮮人二名ヲ捕ヘ他ハ逸走セシメタリ。尚ホ其捕ヘラレタル二名ノ鮮人ハ共ニ労働者風ノ者ニシテ京都ヨリ入り込ミタリトノ噂アリ。又タ是レヨリ先キ一週間前ヨリ同地ニ於テ鮮人襲来ノ風説アリタルタメニ町民ハ敬言察ニ夜敬言ノ出願ヲ爲シタルモ許サズ、以テ此事アルニ及ビタルヤリト云フ。

ニ、長野縣下ニ於ケル各方面ノ事實

震災ノ起ルヤ本會関係者中大阪ヨリ信越線ヲ經テ東京ニ急行帰還シタル者アリ會々沿道ニ於ケル鮮人ノ行動並ニ之レニ對スル沿道敬言戒ノ状況ヲ審ニスルモノアルヲ以テ左ニ掲ケ

三日午前十二時半、大阪ヨリ乗車名古屋乗替ニ至ル迄ハ無事ナリ

三カ夫レヨリ信越線ヲ廻リ長野迄来ルヤ長野ヨリ大宮ノ間ニ

異状アリ、恰カモ戦時状態ニテ在御軍人青年團、消防組等統出ニテ各駅ニ在リシガ各列車毎ニ鮮人ヲ物色シ居タリ。

長野ヨリ大宮迄ノ間ニテ、五人區々ニ乗込メル鮮人四名ヲ捕ヘシガ、一人ハ逃走シタリ。四人ノ中ノ一人ハ口土ヲ用テナイナイト止ヲ所持シ、一人ハ米國製衣ノ爆彈ヲ持テ居レリ。其所持ノ方法ハ口バスケット中ニ入レ上ニ食料ノ如キモノヲ置キ、其下ニ隠シ置ケリ。其隠ルルヤ乗客中ニモ混ジ居タルモ、列車ノ下部ナル聯結車ニ突伏セトナリテ取り附キ隠レ居タルモノ少ナカラズ。捕ヘラレタル者ハ、警備者ニ拉致サレ行クヲ目撃シタリ。

軽井沢、其他ニテ各處名ツツ捕ヘラレタルガ同鮮人中ノ一人ヨリハ碓氷峠発電所破壊ノ計画ヲ漏ラセリ。即チ前日捕ヘタル者鮮人中一名ハ殺サレ残リ、一人ガ白状シタルナリ。大宮駅ノ助役ノ一人ハ碓

氷ノ口アクト山ノ大キコワイヤ山ノハ既ニ切斷セラレ、僅ニ本ヲ用テ爲
ニツアルモ、夫レハ一般乗客ノ危慮心ヲ起スル故ニ秘密ニ居レリト言
ヘリ。

大宮ノ手前ノ本庄駅ニハ、五日午前三四時頃三十三四名ノ一行三台ノ
自動車ニ乘リ警戒線ヲ突破シ来リタルガソレハ碓氷ノ発電所
龍巻轂ニ向ヒタルモノ如キモ、幸ニ在郷軍人團青年會等撃
破スル所ナリ、其目的ヲ達セザリシモノ如シ。

其頃東京カラ来ル列車ハ、避難民ハ一杯テ口々ニ鮮人ノ暴行ヲ
罵リ居タリ、亦以テ鮮人ニ對スル國民ノ憤慨心カ如何ニ盛ニナル
カヲ知ルニ足ルベシ。特ニ我々ノ感じタルハ、暗夜中碓氷峠ノ隧道
ヤ橋梁等ヲ熱心ニ警戒シ、以テ東西唯一ノ交通路タル碓氷ノ
隧道ヲ青年等ノキニヨリテ守ラレツアルコト、即チ是レナリトス。

三、埼玉縣下本庄方面ノ事實

埼玉縣本庄町敬言察署ニテハ、東京震災以來多數ノ鮮人ヲ留置シタルガ町民等鮮人ノ行動ニ激昂ノ結果四日敬言察署ヲ襲ヒ之ヲ奪ヒ去リタルタノ其後町民ノ檢挙セラレタル者百五十餘名ニ及ハリト云フ。

四、群馬縣藤岡町方面ノ事實

群馬縣藤岡町ニテハ、町民等鮮人ノ行動ニ激昂シテ、敬言察署ヲ襲ヒ豫テ同署ニ留置シタル多數ノ鮮人ヲ奪ヒ去リタル爲メ目下檢挙中ナリト云フ。

五、山梨縣方面ノ事實

一、山梨縣北都留郡大月村ハ、東京電燈發電所ノ所在地ナルガ
 二日約三十餘名ノ鮮人(中ニ日本人モ混シ居タリ)發電所ニ迫リ之
 レヲ破壊セントシタルコト。村民等ノ発見スル所ト爲リ、村民ハ其ノ
 鮮人ヲ捕縛シタル兵、之レヲ甲府警察署ニ送リタリ、尚ホ鮮人等
 ハ電線切断ノ道具ヲ持テ、全負強^ニ下^ニロカイナイト^ト山^トヲ所持シ居
 タリト云フ。

二、同縣東山梨郡^ニ塩山^ニ、日下部西駅附近ニハ從來館屋労働者多
 数ノ鮮人往來シツツアリタル者八月三十日夜ニ至リ、悉ク其影ヲ没
 シタルカ九月十日頃ニ至リ、塩山ニ二名ノ鮮人潜伏シ居タルヲ発見シ、
 之レヲ取調べタルニ曰自分等ハ他ノ鮮人ト同行セザリシカ故ニ今後
 相会スルトキハ殺サレルノ虞アルヨリ此地ヲ離レホリシ者ナリト云ハ

九月三日ハ、何處カヘ寄り合ヒ三日ハ何事カヲ爲サントスルノ豫定ナリシヲ、同意セホリシガ爲ナリト答ヘタル由、前後ノ事情ヲ綜合スルニ、彼等鮮人ハ二日ニ大月ニ集合シ、三日ニ各發電所ヲ破壊スベキ豫定ナリシニ、突然地震ノ起リタルヲ機トシ、一日ヲ早メテ何カ將ニ爲ス所アラントセシガ二日大月ニ於テ捕ハラレタルモク如シ。

六、千葉縣旭町方面ノ事實

一、新橋藝妓屋新若松主人外一名ハ九月五日千葉縣旭町ヨリ逃ケ歸リタルガ同町ニ於テノ實見誌ニヨレバ、同月三日ト覺ニ旭町ヲ通りカカリタル一名ノ男子アリ。豫テ敬言戒ニ居タル町民等ニレテ誰何シタルニ、朝鮮人ニテ日本ニ十五箇年許住居シタリト事ニテ、日本語ニ巧ミナル者ニテ種々訊問ノ結果言句詰リテ答フル

所ヲ知ラズ、全ク不逞、鮮人ト認マラレタルカ間モナク、巡査来リテ取
 調ベタルニ而、自分モ斯クナリテハ、最早是レ迄ナルカ故ニ、總テ白状スヘ
 シ。實ハ九月二十日ヲ期シ、日本全國ノ要地ヲ破壊スル爲メ準備シ居
 タルカ、地震ノ爲メ一日早ク其時期ヲ進メ遂行シタルモノニテ、東京
 ハ全部焼キ拂ッ積リナリシガ、アレ迄ヤリタル以上ハ最早思ヒ遣ス
 コトナシ。爆彈ハ從來支那方面ヨリ輸入シ居タルモノニテ、是ハ玉
 子ノ泥漬ノ如ク装ヒテ、横濱税関ヨリ輸入シ、主ニ千葉縣及ヒ
 埼玉縣下へ送りタルカ、千葉縣ハ佐倉小学校ノ椽下へ隠シ置
 キタリ、口ト白状シタリト云フ。

二、千葉縣佐原町ニ於テハ利根川河川改修工事ノ爲メ、從來入
 込ニ居タル人夫多数アリシガ、東京震災以前ニ當リ、鮮人ノ一齒
 科醫来リ、又夕朝鮮館屋ノ出入類数多シテ、其ノ挙動頗ル

怪ハヤキモノアルヲ、敬言察ニテハ怠ラス之ニ注意シツツアリニ九月
 一日東京ノ震災並ニ鮮人兇行ノ報傳ハルヤ敬言官並ニ在郷軍
 人等ハ直ニ其ノ所在ニ赴キ捕縛ノ上取調ハル結果爆彈カ剣
 等多數ノ兇器ヲ発見シタリ。民衆激白即ニテ之レヲ殴打シ其内
 首領ト認メラルル者三人ヲ殺シタルガ、彼等ハ死ニ臨ミ傲語シテ曰
 ク我々ハ茲ニ死スルトモ猶ホ吾人ノ志ヲ継カベキ多數ノ同志アリ。今
 日ノ恨ハ他日必ラス吾人ノ同志ニヨリテ酬イラルヤニト從容死ニ
 就キタリ。尚ホ彼等鮮人ハ佐原ノ奈良良屋、呉服店、醬油倉
 庫、河川改修事務所等ヲ爆破セントスル計畫ナリト云フ。

七、北海道室蘭方面ノ事實

一、五日頃深夜、怪ニキ労働者凡ノ鮮人室蘭制衣鋼所附近ヲ徘徊

細之同所ヲ窺ヒ居タルモノアリニカ
南所守衛ノ手ニヨリテ捕縛
セラレタリ。

ニ同夜、堂蘭水源地ニ於テモ、全ヅク
鮮人ニ名俳細ニ居タルモノアリ
ニカ、警官ノ為ニ捕縛セラレタリ。

十二

0623

大震火災に關し教育家並に一般國民に訴へる

第一課
第二課

帝國教育會長 文學博士 澤柳政太郎

大震災火災に關し教育家並に一般國民に訴へる

關東地方の大震災火災は、その被害一地方に限られて居るとはいへ、その影響は廣く全國に及んで居る。これを我が日本の大災害と見るも決して過當ではない。その損害は貴重な人命の損失を外にしても、百億圓以上と算せられ、實に明治三十七八年戰役に要した額に五倍して居る。しかのみならず、圖書記録を始め、得難い藝術品を無數に焼失して居る。これら有形無形の損失は種々の關係に於て全國的大災害である。されば天皇陛下は長くも詔勅を下して帝都復興のことを促し給ひ、中央政府亦聖旨を奉じて帝都復興審議會並に復興院を設け、國家の力を以てその復興に努力するのは當然のことである。此の國家的大災害に當面して居る我が國民は、罹災地域の人々は勿論、一般國民に於ても、大に猛省して警戒しなくてはならない。特に我々教育者は自ら警めて奮勵努力數倍の力をその職務に致さねばならぬ。

顧みるに社會の現状は、人智の發達頗る著しきも、多くは模倣に流れ淺薄に失し、人心は日に輕跳浮薄に赴き、義務責任の念に乏しく、懶惰にして奢侈を喜ぶ等、著しい缺陷を呈して居る。今後猶かくの如き状態を持續するに於ては、到底この國家的大災厄を恢復し帝都の復興を成就することは不可能である。

思ふに有形的の帝都復興はこれを審議會及復興院の計劃に俟つても可なりと雖も、そは先づ國民の精神的復興がその基礎とならねばならぬ。而して精神的復興は實に國民全體の一大努力を必要とする。即ち中央政府及地方公共團體は、固より各個人に至るまで一層眞剣になり、協同一致加ふるに儉素自ら奉じ、以て此の大事業の完成に懸命にならねばならぬ。

從來我國の教育はその施設十分ならず、各方面に著しい缺陷を有して居る。即ちその知育は主として注人教授と試験制度とに重きを置いた結果、徒らに記憶誦誦の弊に流れ、淺薄な模倣に陥り、創作工夫の能を缺き、實務に疎く、その訓育は巧慧便佞の性質を養ひ、虛偽感飾の風を助長して、射利享樂を喜ばしむるに至つた。かくの如きは他に種々の原因もあるが、我が教

育の制度とその方法との不完全不徹底がその一大原因である。即ち此の缺陷は單に國民教育の必要を唱ふるのみにして、その實際はこれを閉却した結果である。我が國家が維新以來今日まで教育に費した金額は、僅に四億圓餘に過ぎない事實に見ても、如何に國家が教育を閉却して居たかを推知することが出来る。國家の教育に對する態度と、これに費した國帑とに比しては、我が教育は寧ろ偉大な効果を擧げて居ると言つてもよい。然れども現に幾多の社會的個人的缺陷の表はるゝに考へ、今日までの教育を以つて到底満足することは出来ない。現に今回の震災に當つて幾多國民教育の不完全なことを曝露して居るのを見て、我々は栗然肌を粟を生ずるを禁ずることが出来ない。

世人或は此の全國的大災害復興の時期に際して、教育の振興の如き宜しくこれを後日に譲るべしと考へるものがあるが、かくの如きは眞に短見の甚しいものである。若し國民が此の際刻苦精勵して幸に物質的の復興を形ばかり成し遂げ得たとしても、それは精神のない復興に過ぎない。有形的の復興は精神的の復興を基礎としたものではなくてはならない。吾人教育者が此の際特に教育事業の改善を提唱し、極力その實現を期する所以のものは、眞の復興を希望して已まないからである。

第一 帝都復興について國民の覺悟すべき條項

- 一、今回の大震災は、實に我が國民に對する一大試練であり一大天譴である。此の災害たる、我國歴史にその例を見ないばかりでなく、世界の歴史にも稀である。國民たるものはこゝに一大猛省をなし、一大奮發をなさねばならぬ。
- 二、我國民は此の際に當り、眞に最善を盡して各々其の業務を勵み、從來に倍する能率を擧ぐることを期せねばならぬ。從來我が國民は口に最善を盡すと稱するも、實際は懶惰に陥り、若くは無用の勢力を徒費して居る。此の弊を一掃して眞に能率ある努力を爲すべきである。
- 三、國運の發展と共に、之に伴ふて國費の増加するは當然のことある。帝都復興の大事業を荷ふに至つては猶更のことである。吾人は此の際爲政者が冗費を省いて必要の事業を充實せしむることを望むと同時に、國民は進んで租税の負擔に任

じ、脱税連税を以つて一大耻辱とするに至らなければならぬ。若し幸に餘力あらば、上下の別なくこれを提供して、社會國家の進運に貢献せねばならぬ。彼の邸宅衣食の美を競ふが如きは醜陋の極である。

四、我が國民生活に於て改善を要すべきものは多々あるが、その實行せられたものは極めて少い。國民はこの難局を機として大にこれを改善し、冗費を省き物質の節約をなし剩し得た所を以つて社會改善の資に供し、或は文化的生活の向上を圖るべきである。

五、嗜好品を根絶し、奢侈の風を絶滅するは不可能とするも、國家は酒煙草及奢侈品に對して増税を行ひ、國民は自ら進んで節制ある健全な生活を爲すべきである。

六、風紀に密接な關係ある業務は、努めてこれを改善し、若くは嚴重な制裁を加ふることを必要とする。

以上は聖勅の趣旨を奉戴し、復興の大事業を完成するに當り、國民の覺悟すべき大要であるが、此の原動力となり、且つ益々國民の精神を作興する爲に、教育上天に施設する所がなくてはならない。今その要を擧ぐれば次ぎの通りである。

第二 震災後の教育施設

一、義務教育年限の延長問題は、この震災の爲に中止すべきでない。機宜の處置としては、猶豫の期間を斟酌することとして、速に小學校令を改正すべきである。

二、教育上既定事業は、此の際その計劃を放棄することなく、漸次これを實行するを必要とする。

三、師範教育の改造は、成るべく速に實現せしむべきことを必要とする。善良な教育は優秀な教員に俟つことは言ふまでもない。然るに今日の師範學校は高等師範より府縣立師範學校に至るまで、其の施設甚だ不充分である。

四、教育上劃一の規定を改めて、内容改善をなす餘地あらしめ、學級の縮小を圖つて徹底せる教育を施し、又個人指導を可能ならしめなくてはならぬ。

- 五、女子教育特にその高等教育の不十分なるは、我國教育の一大缺點である。これが爲に我國の女子は女子としての本性を發揮することが出来ないで、生活の改善、能率の増進に大なる障害を及ぼして居る。宜しく速にその教育法を改善し、男子の好伴爲として、十分その能力を發揮するに至らしむべきである。
 - 六、社会教育を擴張改良して、一般國民の智識の増進と、その品性の向上とに資することが必要である。特に今日の如き全國民の奮發を要する時機に際しては一層必要である。
 - 七、中等教育機關の増設を圖るは、目下の急務ある。現今中等教育機關の缺乏から、教育の上に云ふに忍びざる大弊害を醸して居る。若しかゝる状態を繼續する時は、國民の體格は羸弱に流れ、智識は注入的となり、その品性は低劣となるを免れない。
 - 八、普通教育の内容改善を圖り、以て教育を實際化せしめ、直接に人生に觸れた教育をなすことは勿論必要であるが、特に實業教育及實業補習教育の改善を圖ることが此の際大に必要である。
 - 九、教育上に一層社会政策を加へ、教育を受くる機會をより多く均等にし、以て國民をして成るべく多く修養あるものならしめ、且人材を十分に進展せしむる機會を與へねばならぬ。
- 我々は今日の時勢の極めて重大なることを自覺し、これか匡救は教育の振興を措いて他に的確の策なきを確信し敢へて其の聲を大にして教育の革新を提唱するものである。

大正十二年十月

帝國教育會長 文學博士 澤 柳 政 太 郎

大震災に關し教育上の永久善後策

大震災の教育善後處置について、本會は取り敢へず應急策を定めて其の意見を發表したが、今又永久に取るべき方策を定め、敢へて當路者及一般國民の考慮を求めたいと思ふ。

- 一、東京市及横濱市の小學校は道路公園運河等と同じく、最初から復興計劃中に豫定するを必要とする。但し小學校の豫定地は出來得る限り、公園運動場等に沿ふた土地を選ぶべきこと。
- 二、罹災小學校は市郡を問はず、總べて國費を以て復舊すべきこと。
- 三、府縣立罹災諸學校の再建に對し、政府は相當の復舊補助金を給すべきこと。
- 四、罹災私立諸學校の復舊に對しても、政府は特に財政上の援助を與ふべきこと。
- 五、小學校の學級及規模の大小は、此の際大に教育上の考慮を加ふべきこと。
- 六、學校の設備中、例へば理科手工家事等の教室實驗室實習室は出來るだけ數學校共用の計劃をなし、一面設備の完全を期すると同時に、經費節約の道を講ずべきこと。
- 七、低能兒不具者等の特殊兒童の教育は獨立の學校に於て之を爲す計劃を立つべきこと。
- 八、市街地に於ける學校の建設は、今後耐震耐火の構造となすべきこと。
- 九、専門學校以上の學校は、此の際成るべく郊外に移轉する計劃を立つべきこと。
- 一〇、各公園内は勿論、各所に兒童生徒及一般青年の爲めに水陸運動場を設くべきこと。
- 一一、市には各區に獨立の圖書館を設くべきこと。
- 一二、帝都に適當なる博物館・動物園・植物園・美術館等の計劃を立て、その設立地を豫定すべきこと。
- 一三、東京横濱の二市には、特に市立師範學校を設立すべきこと。
- 一四、東京市は特に教育行政機關を擴張して、その教育の統一を圖るべきこと。

0629

牛込区原町成城中学校
帝園教育会
（庶務所）